

令和6年第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月6日(金)午後 2 時 00 分
場 所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による
農用地利用集積等促進計画の意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告 第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 7名

1 番 久保 賢一

2 番 後藤 利夫

3 番 彌田 和好

4 番 齊藤 孝一

5 番 久恒 美千代

6 番 星野 賢一

7 番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 6名

中部地区 佐藤 進蔵

亀川地区 恒松 はつみ

朝日地区 伊藤 博文

東山2地区 大野 泰徳

浜脇地区 安部 憲次

内成地区 園田 喜久男

欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員

東山1地区 大野 基

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主 査 吉岡 千紘

午後2時00分 開会

(局長)

では、始めさせていただきます。

総会の開催にあたり、お願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和6年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、議長お願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番委員、5番委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議が必要なものについては事務局からの説明を求め、報告については、質問が出た事案に対して、詳しい説明を求めたいと思います。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題といたします。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので、中間管理機構がこの農地利用集積促進計画を定める際には、農業委員会と市町村の意見を聴かなければならないとされています。番号1から番号4については、東山2の〇〇委員は関係者で審議には入れませんので、ここで退室をお願いいたします。

～(関係者退室)～

では、番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号 申請番号1についてです。

土地所有者 福岡県福岡市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、786 m²のうち200m²、外 1筆、計1,926m²のうち1,070 m²です。賃貸料は なし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年11月1日～令和16年10月31日までの10年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の4番齊藤委員から補足説明をお願いします。

(齊藤委員)

はい。事務局から連絡がありまして現地を見に行っていました。〇〇さんは元々市役所の城島の出身の方です。また、借り請け人は私も在籍しておりました〇〇〇〇〇〇であります。昔から、もう10年前から農業に関して市民のためにしっかりやってくれているので、貸し借りは別に構わないと思うんですけど、期間を10年の貸し借りになっておるんですけども、これと同じで3番・4番も皆、東山の方々でありますので、それが5年になっちゃって、〇〇〇〇〇〇も10年、実際できるかどうかははっきりわからない、期間を5年ぐらいにした方がいいんじゃないか、というのが私の意見です。以上です。

(議長)

はい。今、4番委員からの補足説明が終わりました。

期間を10年から5年に変更したらどうかという意見がありましたかどうかでしょうか。

(齊藤委員)

代表に入ってもらって、10年にした期間はどうか聞いたらいいやねえかな。

(議長)

では、〇〇さんが行って、聞いてきて。5年に変更できるかどうかそこも聞いちゃって。

(事務局)

持主の〇〇さんの意向を聞かないといけないらしくて。〇〇さんが5年でいいよとということで、パレットが5年でいいよってお互いがなれば。中間管理機構がそれをうけるかどうかはわからない。〇〇さんの意向が今は10年なので、なっていますけど。

(議長)

4番委員、どうですか。

(4番委員)

聞いてから。

(議長)

保留にしますか。

(局長)

できれば、5年にしたらどうかという意見を付して承認するか。また申請すると数カ月要するようですので。事務局も経験がないことですのですみません。

(議長)

じゃあ、一応これ10年で許可出しておいて。そして途中でよろしくなければ5年で切るというのは考え方はできるかな。

(事務局)

期間の変更をすれば。期間の変更はあとでできるので。一旦それで。

(6番委員)

今は10年で来ているので、農業委員会として5年でどうでしょうか、って意見を付けて回せばいいんじゃないでしょうか。

(2番委員)

理由をつけなきゃならん。

(6番委員)

色々あるんでしょうけど。あくまでもこれは中間管理機構から回ってくるじゃないですか。恐らくこの中で審議しないとけないから、ただうちとしては総合的に判断すると5年が望ましいとか。

(4番委員)

許可を出さんわけにはいかんじゃろうから。5年が妥当じゃないでしょうか、と。〇〇〇〇さんも高齢化が進みよんから。

(局長)

許可はするけれども、農業委員会としては5年が望ましいのではないのでしょうかと意見を付けると。

(議長)

議案番号1 申請番号1について、他に意見やご質問等はありませんか。

(各委員)

特になし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案の3ページをお開き下さい。

申請番号2についてです。

土地所有者 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,790 m²のうち 1,250 m²、外 6 筆、計5,952のうち 2,931 m²です。賃貸料は 10a 当たり 7,000 円、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年11月1日～令和16年10月31日までの10年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(久恒委員)

はい。先日、推進委員さんと一緒に現地を確認してまいりました。この農地は山の口地区で県道を挟んで両側に広がっている形でした。家もそこにあるんですけども他人にかかっていると。本人は妹と二人暮らしで、農業に従事するのは難しいということで、引き続き〇〇〇〇さんをお願いしたいということでした。先日の台風の影響も心配ではあるんですけども、現地を確認した時点では、問題はないという印象でした。

(議長)

只今、5番委員からの補足説明が終わりました。

議案第1号申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(齊藤委員)

これも貸付期間が10年になっておりますので、意見書を添えて5年にしたらどうかと思うのですが。

(議長)

事務局、いいでしょうか。先ほどと同じ条件ですね。

(事務局)

はい。

(議長)

その他、ご意見等はございませんか。

(各委員)

特になし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案の4ページをお開き下さい。

申請番号3についてです。

土地所有者 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、244㎡外 1 筆、計1,506㎡のうち1,344㎡です。賃貸料は なし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年11月1日～令和11年10月31日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(久恒委員)

はい。こちらも先日、推進委員さんと一緒に現地に行ってまいりました。この方はご高齢で、今後もご自身で耕作するのは大変難しいということでした。引続きお願いしたいということでした。

(議長)

只今、5番委員からの補足説明が終わりました。

議案第1号申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

特になし。

(議長)

それでは、議案第1号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号4についてです。

土地所有者 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,751㎡のうち、1,220㎡、外3筆、計5,206のうち3,484㎡です。賃貸料は なし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和6年11月1日～令和11年10月31日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(5番委員)

はい。貸付人の方なんですけれども、そこには住んでない、現在お母さんが1人で住んでいると。仕事をしていて兼業ができないため〇〇〇〇にお願いしたいとのことでした。現地を確認した限りでは、問題ないと思います。

(議長)

只今、5番委員からの補足説明が終わりました。

議案第1号申請番号4番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号4番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号4番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、退出した ○○○○推進委員の入室をお願いします。

(議長)

続きまして、報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、1番から2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

続きまして、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から7番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特に、ご質問等もないようであります。

最後に、報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について、1番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

続いて、その他についてです。事務局から説明をお願いします。

